

開始しました。既往債における公債費は、平成21年度をピークにして、それを境に実質公債比率は下降しています。

(2) 計画期間中における財政状況や地方債等の見直し等  
ア. 歳入確保や捻出方法

現況として、平成21年度に減少した地方税が平成22年度においても引き続き減少傾向で推移していますが、地方交付税は平成17年度以降、経済対策などの増額もあり財政収支を保っている状況にあります。しかし、国の行財政改革などによる見直しや人口減・合併補正の減などにより今後の増額は見込めない状況にあります。歳入を確保するため、町税・税外収入の滞納整理強化の推進、各公共施設使用料の見直しや受益者負担の適正化などの取り組みを積極的に進めることにしています。

イ. 歳出削減の内容

歳出の削減に関しては、以下の取り組みを進めます。

- ① 特別職報酬の削減
- ② 職員給与、時間外勤務手当の削減
- ③ 職員採用の抑制
- ④ 議員定数の削減
- ⑤ 事務経費の節減（事務用品の節約、事務機器の合理化）
- ⑥ 施設維持管理経費の節減
- ⑦ 町内各種

団体の一元化などによる補助金の縮減⑧特別会計における料金改定などによる繰出金の削減（上下水道料金、国民健康保険税の改定を検討）⑨普通建設事業の抑制（新規事業の抑制及び継続事業の見直しによる延期など）

ウ. 今後の地方債発行等に係る方針

平成19年度以降の普通建設事業は、継続事業を中心として、新規事業は、緊急性・必要性を勘案しながら、実質公債費比率の早期低減化に向けて抑制し、同様に今後の地方債発行についても、交付税算入措置のある有利な起債の利用を図ります。

エ. 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

上記ア、イによる財政状況の健全化を図るとともに、地方債の発行を抑制し実質公債費比率の適正な管理に努めます。

オ. 実質公債費比率の見直し等

今後の見直しについては、単年度の実質公債費比率は平成20年度をピークに減少し、平成27年度では13、1%となる見込みです。

## 平成24年度 町・道民税の申告相談及び平成23年分所得税の確定申告相談会

申告期間は2月16日(木)～3月15日(木)までです

### ■申告の必要な方

- ▼平成24年1月1日現在洞爺湖町に在住し、平成23年中に所得（給与・年金等・営業・不動産・配当・利子など）があった方
- ▼給与所得者で、退職などにより事業所などで年末調整を受けていない方
- ▼2カ所以上（例 給与と年金など）から収入のある方
- ▼収入がなくても、洞爺湖町の国民健康保険に加入している方
- ▼各種の税証明（課税・非課税・所得証明）が必要な方

### ■申告に持参するもの

平成23年1月1日～12月31日までの収入及び必要経費を証明する書類（帳簿類・源泉徴収票など）、印鑑、社会保険料（国民健康保険税など）の領収書、国民年金の支払証明書、生命保険料などの証明書、地震保険料（長期損害保険料）の控除証明書



### 確定申告相談会

■日 時 3月2日(金)  
10:00～16:00まで(昼休み除く)

■会 場 洞爺湖温泉支所会議室

### 夜間の確定申告相談会

■日 時 2月22日(水)・23日(木)  
17:30～20:00まで  
3月7日(水)・8日(木)  
17:30～20:00まで

■会 場 洞爺湖町役場税務財政課

問合せ 税務財政課税務グループ (☎74-3003)